

QCサークル関東支部山梨地区規定

1. 呼 称

QCサークル関東支部山梨地区（以下地区という）と称し、QCサークル本部に所属する。

2. 目 的

QCサークル関東支部の一地区として、県内企業のためにQCサークル活動の浸透とレベルアップをはかり、かつその活発化によって産業界の健全なる発展に寄与することを目的とする。

3. 会 員

地区活動に賛同し、地区に加盟する企業を会員（会員会社）と称する。加盟方法、会費等は「会員資格規定」「地区規定9項」による。

4. 地区役員・幹事・事務局の選出、委嘱、及び役割

地区役員及び幹事は会員会社から選定する。但し、地区世話人、地区顧問及び協力幹事はこの限りではない。地区役員とは、正・副地区長、正・副世話人、正・副幹事長、地区顧問、地区監査人をいう。幹事とは地区幹事及び協力幹事をいう。

(1) 地区長（1名）

地区世話人、及び前年度の地区長が選定した地区長会社（原則として前年度副地区長会社）の役員またはそれに準ずる者があたる。QCサークル本部長（以下本部長という）により委嘱される。主な役割は次のとおりである。

- 1) 地区運営方針、年度計画に対する示唆。
- 2) 会員会社の入会の承認。
- 3) 幹事会社の選定・指名。
- 4) 次年度副地区長会社の選定。
- 5) 幹事の本部への推薦。
- 6) その他役員を選定、委嘱。
- 7) 各企画委員の委嘱。
- 8) 会議の主催。
- 9) 諸行事への参加。
- 10) 本部、支部より要請のある会議への参加。

(2) 副地区長（1名）

地区世話人、前年度地区長が選定した副地区長会社の役員またはそれに準ずる者があたる。本部長より委嘱される。

副地区長の役割は、地区長を補佐し、地区長事故あるときは、その代行を務める。

(3) 地区世話人（1名）

本部指導員または有識者の中より正・副地区長、支部世話人が協議の上選定し、本部長より委嘱される。地区世話人は支部副世話人のほか、三企画委員会リーダーを努める。主な役割は次のとおりである。

- 1) 次年度副地区長会社の推薦・選定。
- 2) 本部・支部方針の地区活動への展開。
- 3) 地区活動全般についての相談に対する助言、援助。
- 4) 地区幹事の育成への寄与。
- 5) 諸行事への参加（挨拶、講演、大会役員等）。

(4) 地区副世話人（必要数）

地区幹事長経験者または有識者の中から、地区長が副地区長、地区世話人と協議して推薦し、本部長より委嘱される。役割は地区世話人に準じる。

(5) 地区顧問（必要数）

地区顧問は、地区長が選定し、委嘱する。地区顧問の役割は地区活動への助言、援助である。

(6) 地区幹事長（1名）

地区長が自社より選出し、本部長より委嘱される。主な役割は次のとおりである。

- 1) 年度方針にもとづく行動計画の立案、実施。
- 2) 地区事務局業務の執行。
- 3) 地区役員との交渉、情報交換、行事進行状況の把握。
- 4) 本部・支部より要請のある会議への参加。

(7) 地区副幹事長（1名）

副地区長が自社より選出し、本部長より委嘱される。主な役割は次のとおりである。

- 1) 幹事長の補佐、及び幹事長事故あるときの代行。
- 2) 次年度方針の立案。
- 3) 次年度行事計画、予算の立案。

(8) 事務局及び副事務局（必要数）

地区長会社は事務局担当会社、会計担当会社を設定する。

- 1) 預金、現金出納に関する地区会計処理業務。
- 2) 本部、支部、他地区との連絡業務。
- 3) 資料、議事録等の作成保管。
- 4) 役員、会員に対する連絡業務。
- 5) 三企画委員会等の開催準備・手配。
- 6) 「QCサークル山梨地区ホームページ」の運営及びコンテンツの更新。
- 7) その他円滑なる地区運営のための業務。

(9) 地区幹事（必要数）

幹事会社は会員会社の中から世話人会、三企画委員会の推薦をもとに、地区長が委嘱する。なお、幹事会社は自社より原則として1名以上の地区幹事を登録し、地区長の推薦を経て、本部長より委嘱される。地区幹事は各企画委員会のいずれかに属する。地区幹事の主な役割は次のとおりである。

- 1) 地区行事への参画及び運営。
- 2) 所属する企画委員会への参加。

(10) 協力幹事（必要数）

協力幹事は必要により地区長が選定し委嘱する。

協力幹事の役割は地区幹事の役に準ずる。

(11) 地区監査人（2名）

原則として、前年度及び次年度幹事長とする。地区監査人は地区長が選定し、本部長が委嘱する。地区監査人は地区の会計事務を監査し、総会で報告する。

5. 地区役員・幹事の任期・再任・定年

(1) 正・副地区長及び正・副幹事長の任期は1年間（3月1日から翌年2月末日迄）とする。

(2) 地区（正・副）世話人については、次のとおりとする。

- 1) 任期は1年間（3月1日から翌年2月末日迄）とする。
- 2) 再任は原則として5回迄（連続最高6年）とする。但し、退任後、1年間経過の後、再任は可能とする。
- 3) 定年は原則として60歳迄とする。但し60歳を超えても世話人、副世話人、（支部、地区）になった時の企業（大学、研究所等もこれに準ずる）の定年退職まで就任することができる。

(3) 地区幹事の任期は1年間（3月1日から翌年2月末日迄）とする。

但し、再任は防げないものとする。

(4) 協力幹事の任期は原則として5年間とする。

(5) 地区顧問の任期は原則として5年間とする。

6. 各会議体の役割・任務

(1) 三企画委員会

三企画委員会は三企画委員会リーダー、各企画委員会メンバー、正・副幹事長、正・副事務局で構成され、地区活動全般の承認機関とする。主な承認内容は次のとおりとする。

- 1) 地区活動方針の承認。
- 2) 規定・規則の制定改廃の承認。
- 3) 地区運営の重要事項（地区・行事運営上の具体的な課題含む）の審議承認。
- 4) 当該年度活動結果及び収支結果の承認。
- 5) 次年度行事計画及び予算計画の承認。
- 6) 役員、委員等の人事の承認。
- 7) その他各企画委員会から出議された提案の審議承認。

(2) 委員長会議

委員長会議は正・副幹事長、正・副委員長、正・副事務局及び必要に応じ要請を受けた役員並びに幹事から構成され、地区運営及び行事運営に関する事項を、各企画委員会に意見を求め、審議または決定する機関である。

- 1) 当該年度及び次年度の地区運営方針の審議。
- 2) 当該年度及び次年度の地区活動方針の審議。
- 3) 当該年度活動結果及び収支結果の審議。
- 4) 次年度行事計画及び予算計画の審議。
- 5) 各企画委員の選出審査決定。
- 6) 各企画委員会から提起された課題の審議決定。
- 7) 世話人会、三企画委員会から提起された課題の審議決定。
- 8) 地区運営及び行事運営上の具体的な課題の審議決定。

(3) 世話人会

世話会は正・副地区長、正・副世話人、正・副幹事長、正・副事務局で構成され、次年度副地区長会社の選定及び地区活動全般にわたる諸問題を審議し、三企画委員会及び委員長会議の相談に応じる。

- 1) 次年度副地区長会社の検討、調整。
- 2) 次年度役員、幹事会社の検討、調整。
- 3) 地区運営方針の検討及び助言。
- 4) 年度活動計画に対する助言・援助。
- 5) その他地区長が諮問する事項の審議。

(4) 総会

会員相互の情報交流と親睦を深め、地区運営に関する意見を交換する場である。年1回開催する。

- 1) 当該年度活動結果及び収支結果の報告と承認。
- 2) 次年度行事計画及び予算計画の説明と承認。
- 3) 次期役員の紹介。
- 4) 新旧地区長の引継ぎ。

7. 各企画委員会の選出、委嘱、役割

委員長は、原則として前年度副委員長が就任する。次年度副委員長及び委員は地区幹事、協力幹事の中から、当該年度委員長会議で選出し、地区長が委嘱する。任期は原則2年とし、毎年委員の半数を入れ替える。

(1) 運営企画委員会の役割

- 1) 地区運営方針の策定と運営状況の把握・指示。
- 2) 三企画委員会の統括。
- 3) 各企画委員の選出。
- 4) 地区事務局業務統括等。

(2) 大会企画委員会の役割

地区大会の策定と運営状況の把握・指示等。

(3) 研修企画委員会の役割

地区研修会の策定と運営状況の把握・指示等。

8. 行 事

- (1) 行事は体験談発表大会、研修会、見学会、交流会、講演会、討論会などとする。
- (2) 行事運営は会費及びその参加費をもって行う。

9. 会費及び行事参加費

- (1) 会費は年額15,000円（個人は3,000円）とし、「山梨県品質管理研究会」「QCサークル関東支部山梨地区」の年会費に充当する。
- (2) 会費の変更は、山梨県品質管理研究会及び地区で審議・決定する。
- (3) 諸行事参加費の決定は、各企画委員会が提案し三企画委員会で審議・決定する。

10. 地区運営

- (1) 会費及び諸行事の参加費をもって充てる。
- (2) 各企画委員会ごとに収支状況報告を行う。
- (3) 収支に関する業務は別に定める地区会計処理規定にもとづき、地区幹事長がこれを行い、三企画委員会に報告し、承認を得る。

11. 改 廃

この規定の改廃は運営企画委員会で提起し委員長会議で審議・決定し、三企画委員会で承認を得て、地区役員・幹事・会員宛てに改訂版を配付する。

12. 関連規定

地区運営について次の細則を設ける。

- (1) QCサークル関東支部山梨地区会員資格規定
- (2) QCサークル関東支部山梨地区大会表彰規定
- (3) QCサークル関東支部山梨地区大会運営規定
- (4) QCサークル関東支部山梨地区会計処理規定
- (5) QCサークル関東支部山梨地区功労者表彰規定
- (6) QCサークル関東支部山梨地区主催QCサークル大会会計処理規定
- (7) QCサークル関東支部山梨地区経費マニュアル

13. 付 則

昭和50年	4月	1日	制定	平成	3年	3月	1日	改訂
昭和52年	2月	1日	改訂	平成	4年	3月	6日	改訂
昭和53年	3月	1日	改訂	平成	5年	3月	5日	改訂
昭和57年	3月	30日	改訂	平成	6年	3月	8日	改訂
昭和59年	3月	9日	改訂	平成	7年	3月	3日	改訂
昭和60年	3月	8日	改訂	平成	8年	3月	1日	改訂
昭和61年	3月	7日	改訂	平成	13年	3月	2日	改訂
昭和62年	3月	6日	改訂	平成	15年	1月	17日	改訂
昭和63年	3月	4日	改訂	平成	23年	1月	21日	改訂
平成 元年	3月	3日	改訂	平成	28年	3月	4日	改訂
平成 2年	3月	2日	改訂					